（　　　　　　　　　　　）消防計画

共同住宅用

管理する建物名称

年　　月　　日作成

(目的及び適用範囲)

第１条　この計画は　　　　　　　　　　　　　　　における防火管理業務について、

管理する建物名称

消防法第８条第１項の規定に基づき必要な事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防及び人命の安全確保、被害の軽減を図ることを目的とする。管理権原の及ぶ部分に居住し、出入りするすべての者がこの計画で定められたことを守らなければならない。

 (防火管理者の権限及び業務)

第２条　防火管理者はこの計画について一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

(1) 消防計画の作成、検討及びに変更に関すること。

(2) 自衛消防訓練の実施及び防災上必要な事項の教育指導に関すること。

(3) 建物、火気使用設備器具等の点検検査の実施及び監督に関すること。

(4) 消防用設備等の点検整備の実施及び監督に関すること。

(5) 管理権原者に対する助言及び報告ならびにその他防火管理上必要な業務に関すること。

(6) 避難経路図の作成及び掲示に関すること。

(7) 危険物等の使用、管理等に関すること。

(消防機関への報告・連絡)

第３条 　防火管理者は、次の業務について消防機関への報告・届出及び連絡を行うものとする。

(1) 消防計画の提出 (改正の都度)

(2) 建物及び諸設備の設置または変更の事前連絡及び法令に基づく諸手続き

(3) 消防用設備等の点検結果の報告

(4) 消防用設備等の点検及び火災予防上必要な検査の指導の要請

(5) 教育訓練指導の要請

(6) その他法令に基づく報告及び防火管理について必要な事項

(消防用設備等の点検)

第４条　消防用設備点検等は、点検業者（消防設備士）に委託して実施し、点検時は、防火管理者が立ち会うこととする。

２　点検の結果、 不備欠陥を発見したときは、すみやかに整備改修する。

(点検検査結果の記録と報告)

第５条　防火管理者は、点検検査の結果を維持台帳に記録するとともに、消防用設備等の点検結果については特定防火対象物は1年に１回、非特定防火対象物は３年に１回、豊田市消防長に報告する。

(自衛消防隊の設置)

第６条　　　　　　　　　　　　　の自衛消防組織は、下図のとおりとする。

管理する建物名称

自衛消防隊長　　 　　　副隊長　　　　　　 　通報連絡班

（管理権原者）　　　（防火管理者）　　　　　　 　　初期消火班

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 避難誘導班

(通報連絡〉

第７条　火災が発生した場合の通報連絡は、係員及びその火災を発見した者が消防機関へ「所在・名称及び目標・被害状況等」 を通知するとともに近くに警報設備がある場合は、警報設備を作動させ、居住者及び防火管理者へ通報する。

(消火活動)

第８条　自衛消防隊における消火活動は、消火器具等をもって初期消火を実施する。

(避難誘導)

第９条　避難誘導は、次の業務を行うものとする。

1. 避難誘導係員は、避難経路図により誘導すること。
2. 避難は原則として、火点の上階層は避難階段及び火点階以下の階層は避難階段

 　を使用して避難するものとし、屋上への避難は行われないこと。

1. 逃げ遅れた者の有無を確認し、自衛消防隊長へ報告すること。

 (震災予防措置)

第１０条　地震時の災害の発生を予防するため、次のことを行う。

(1) 建築物及び建築物の付属施設または付属物の倒壊転倒、落下の有無の検査。

(2) 火気使用設備器具等の転倒、 落下防止及び自動消火措置、 燃料等の自動停止

 措置等についての作動状況の検査。

(3) 避難上障害となる物件を置かない。

（地震時の活動)

第１１条　地震時の活動は、次の事項について行う。

(1) 出火防止の措置

 居住者は火気使用設備器具の使用停止、 ガスの元栓の閉止、電気器具類の使用停止を行うこと。

(2) 情報収集及び指示

 自衛消防隊長もしくは副隊長に事故ある場合、 その代行者は建物全般についての被災状況、建物周辺の火災発生の状況の把握に努め、 居住者に必要な指示を与えること。

(避難)

第１２条　避難時は、次の事項について行う。

(1) 震災時の避難は、関係機関の避難命令及び自衛消防隊長の命令により避難を開始する。

(2) 避難場所は、指定避難場所とする。

（訓練・教育）

第１３条

　訓練・教育は、次の事項について行う。

(1) 防火管理者は、居住者に対して消防用設備等・特殊消防用設備等の設置場所及び使用方法、通報要領、避難経路等の周知徹底を行う。

(2) 居住者は町会、自治会等が実施する地域の訓練に積極的に参加して訓練を行う。

居住者は、消火器を用いた消火訓練を積極的に行う。

(防火管理業務の一部委託について) **【該当・非該当】**○をつける

第１４条　防火管理業務の一部を警備会社等に委託する。委託方式及び受託者が行う防火管理業務の範囲と方法は、下表（防火管理業務の一部委託）のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受託者の氏名及び住所等法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地 | 氏名（名称） |  |
| 住所（所在地） |  |
| 電話番号 |  |
| 受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法 | 常駐方式 | 範囲 | □　出火防止業務（火気使用箇所の点検監視）□　避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理□　火災が発生した場合の初動措置□初期消火 □通報連絡 □避難誘導 □その他（　　　　　）□　周囲の可燃物の整理□その他（　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 方法 | 常駐場所 |   | 常駐人員 |  |
| 委託する時間帯 |   |
| 巡回方式 | 範囲 | □　出火防止業務（火気使用箇所の点検監視）□　火災が発生した場合の初動措置□初期消火 □通報連絡 □避難誘導 □その他（　　　　　）□その他（　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 方法 | 巡回回数 |  | 巡回人員 |  |
| 委託する時間帯 |  |
| 遠隔移報方式 | 範囲 | □　火災異常の遠隔監視及び現場確認業務□　火災が発生した場合の初動措置□初期消火 □通報連絡 □避難誘導 □その他（　　　　　）□その他（　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 方法 | 現場確認要員の待機場所 |  | 到着所要時間 | 分 |
| 委託する時間帯 |  |
|  |